

「深夜勤務止」はみんなの願い！

1/13第6回公判 東京地裁705法廷 13時より

深夜勤裁判

原告団ニュース

【発行】
深夜勤裁判
原告団
NO.7
(2005/1.13)

止めのない深夜勤！

二〇〇五年、郵便局の友人からの年賀状に「深夜勤が八回になった」「三連続指定をやらされている」など、現状を訴える添え書きが多かった。出張や集荷、年賀等で要員が削られるなかで止めのない深夜勤の回数や連続指定を絶対的な要員不足のなか、機械的無造作に増やしてきたのだ。目安の六回や連続は二指定、次の深夜勤までは一週間の間隔等は絵に描いた餅、方便以外のものではしかなかった。

世界に逆行する公社の主張！

公社は、深夜勤の導入を深夜労働における「負担軽減措置」と主張している。以前のニュー夜勤にくらべて一四時から一〇勤と勤務時間が短い、新たな休憩時間によって長時間労働が軽減されたというわけである。特例休息の廃止、連続指定や調整勤務の一〇時間また非番日持ち出しなどは除外なのだ。

しかし、深夜交替制勤務とは、こうしたすべてのことが関係して、健康や生活に悪影響を及ぼしている。それは個人の問題とか個人のとらえ方以前にあるのだ。

昨年十一月二十九日の公社準備書面では、

「健康への影響については、各個人の健康状況、年齢、性別等個人差があり、深夜勤を行うことにより、人体への大きな影響と健康への悪影響があるとは必ずしも証明されていない」

「生活パターンの差により、睡眠できない人ばかりでなく、睡眠環境等により十分な睡眠をとれることもあり、質的・量的に睡眠が不足することには必ずしもつながらない」

また、「体温や血圧が夜の睡眠に備えて下がり始めることや、深夜勤は、こうした人間の本来的なリズムに反し、結果として人体への大きな影響と健康への悪影響がある」ということは否認すると言っている。

「睡眠には、環境、健康状態等によるところがあり、深い眠り、浅い眠りの

量により、疲労が蓄積するとは限らない」と、公にされている科学的データを否定し、「ILO」からの夜業に関する勧告や「日本産業衛生学会」の「夜勤・交替制勤務に関する意見書」を認めた上で、深夜勤への改訂を深夜勤務の負担軽減措置の必要性と逆行するものではないと強弁している。

こうした主張からは逆に負担軽減措置の必要性などはなから徹底も考えないなかつたのであろう。「日本はこうしたILO勧告は批准していない」「深夜勤務の連続を禁止しているものではなく、科学的な根拠が定かではない」と、世界の趨勢に背を向けた公社の深夜労働に対する姿勢が浮き彫りにされている。

深夜勤務止はみんなの願いだ！

効率化とコスト削減、深夜勤導入のツケは私たち労働者にはあまりにも大きい。その不利益たるや命と健康と生活の破壊にあった。この二月で一年になろうとしているが、その思いは幽霊を去ることはない。郵便内務労働者のみんなの願いとして、一日も早い廃止を勝ち取りたいと思っている！

「深夜勤」廃止裁判闘争に対する

カンパのお願い



深夜勤が強行実施されて10ヶ月、東京中央郵便局と新大阪郵便局の仲間が亡くなり、郵便局をやむなく退職していく人たちも出てきました。

「他人事ではありません！」「明日は我が身かもわかりません！」。

「いつまで続くのか！」「こんな勤務は早くやめてくれ！」という思いは誰も同じです。私たちはこうした多くの仲間の思いを胸に裁判を起こしました。昨年5月24日初公判から今年1月13日には第6回公判(13時、東京地裁705法廷)を迎えますが、闘いなくしては、深夜勤の廃止はあり得ないと思うからです。この間に、郵産労の裁判や広島裁判などで総勢90名の原告が裁判を闘っています。

この裁判は、深夜勤の廃止を目指して JPU、郵産労、郵政ユニオンの16人の全国の仲間が組合の枠を超えて立ち上がったもので、具体的には、就業規則の一方的不利益変更の無効を求めています。また裁判では、深夜勤の廃止はもちろん、ILO 条約や勧告をも無視した深夜労働の実態を指摘し、その改善を訴えています。

裁判に勝利し、「深夜勤」を廃止するためには、運動的にも資金の面でも多くの皆さんの力が必要です。ぜひ裁判闘争へのカンパをお願いします。力を合わせて深夜勤を廃止に追い込みましょう！

2005年1月5日

郵政「深夜勤」廃止裁判原告団

(個人) 一口 1000円 (団体) 一口 5000円
できれば複口をお願いします。

(カンパ振替口座)

口座番号 00180-1-536724

口座名義 深夜勤裁判を支援する会(ふかやきんさいばんをしえんするかい)

読み方にご注意ください。間違えると入金できません。